平成２４年（フ）第４２４号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目21番１―106号
債務者　西村　初美
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４３０号
大阪府泉佐野市新安松２丁目５番28号
債務者　永田　啓子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４３２号
大阪府岸和田市小松里町2332番地ファロス206号
債務者　山本　正博
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４３３号
大阪府岸和田市宮前町１番８―304号
債務者　矢野　妙子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
大阪府和泉市桑原町150番地
債務者　田仲ち江子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４５４号
熊本市西区野中２丁目６番12号　セジュールグランフォレＡ棟102号
債務者　本田由美子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４７９号
熊本県菊池市泗水町永2669番地10
債務者　山田　　勇
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６８号
茨城県ひたちなか市大字市毛404番地15　ミユキハイツ市毛308号
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２７３号
茨城県水戸市見和３丁目1528番地の24
債務者　市ノ澤貴也（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７９４号
千葉県船橋市小室町904番地Ａ―５棟405号
債務者　菊池　京子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８２０号
千葉県八千代市八千代台北12丁目20番６号
債務者　吉田春子こと　孫　　炳子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８２３号
千葉県市川市大町95番地　市営住宅大町第一団地Ｃ棟403号
債務者　熊坂　孝則
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８３９号
千葉市若葉区桜木６丁目20番８号　ロフティチェリッシュ106号
債務者　古橋　大輔
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８４３号
千葉県習志野市藤崎２丁目９番５号　シプコー工業津田沼寮
債務者　柳橋　　勉
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８５３号
千葉県船橋市習志野台４丁目12番５棟206号
債務者　石橋　健一
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８５６号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目19番20―205号
債務者　原田　良信
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８５８号
千葉県船橋市東船橋５丁目26番８号ニューハイツ東船橋102号
債務者　志村　雄二
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係